

夫婦関係のこと（離婚／婚姻費用分担 など）

注意事項

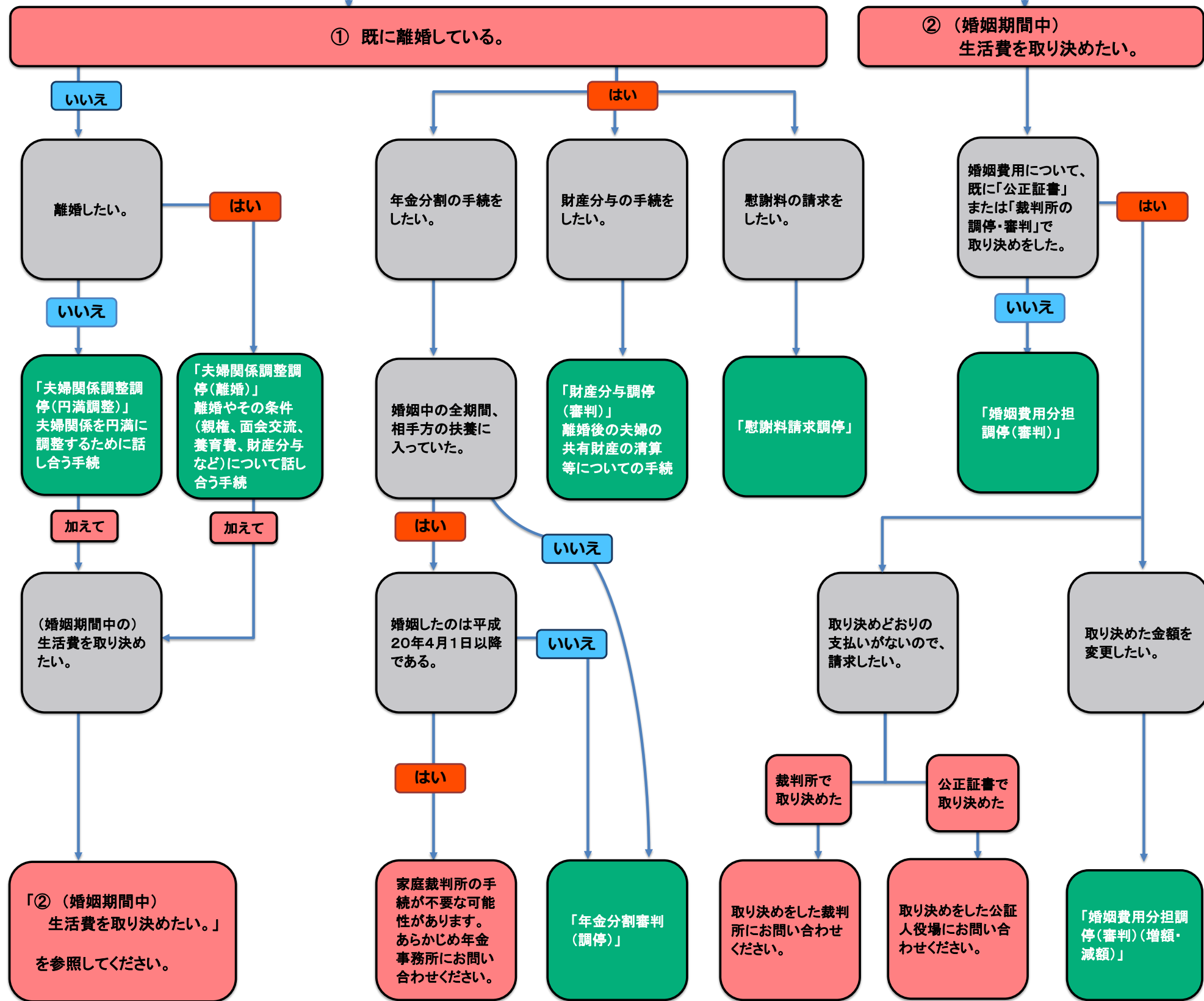
一般的に、申立てが多い類型のものを示したものであり、必ずしもあなたのケースに合致するとは限りません。どの手続きをとるべきか判別できない場合は、弁護士等の専門家に相談したり、家庭裁判所にお問い合わせください。なお、裁判所は、手続案内は可能ですが、法律相談や身の上相談に乗ることはできませんので、あらかじめご了承ください。

R6.6 ver

スタート

はじめに、上記の「注意事項」を必ずご確認ください。

申立書ほか提出書面の書式等（宇都宮）



その他 関連する手続

「面会交流」

離婚後に子と離れて暮らす一方の親が子との交流を図ることを求める手続。まだ離婚が成立していない状況で、離婚成立後の面会交流について取り決めをしたい場合は、夫婦関係調整調停の中で取り扱うことが可能。ただし、離婚成立または別居解消までの間の面会交流について取決めをしたい場合は、別途、面会交流調停（審判）の申立てが必要

「養育費（増額・減額）請求」

離婚後の養育費（既に決まっている額の増額・減額も含む。）について話し合う手続。婚姻中の場合は、婚姻費用分担手続の中で扱う事項

「親権者変更」

離婚後などに、子の親権者（子の利益のために親権を行使する者）の変更について話し合う手続

「離婚後の紛争調整」

離婚後に、当事者間で未解決の問題があるので話し合いたい場合の手続
＜例＞
・自動車や家財道具等の引渡し
・保険の解約、名義変更
・自己名義で相手方が現在使用している携帯電話契約の解約 など